

岡山県西部衛生施設組合インフラ長寿命化
個別施設計画等策定業務

プロポーザル実施要領

令和2年5月

岡山県西部衛生施設組合

岡山県西部衛生施設組合インフラ長寿命化個別施設計画等策定業務
に係るプロポーザル実施要領

1 業務の目的

岡山県西部衛生施設組合インフラ長寿命化個別施設計画等策定業務（以下、「本業務」という。）は、岡山県西部衛生施設組合（以下、「本組合」という。）が計画するインフラ長寿命化個別施設計画の策定にあたり、本組合が所有し、管理している施設の現状把握を行い、今日までの補修・修繕及び今後の予定を把握・整理し、中長期的視点に立って、各施設の運用方針について、経済的かつ効率的な手法を提案し、財政的なバランスを考慮した最善の計画を提示することを目的とする。

本業務の遂行にあたっては、柔軟な発想や広範かつ高度な分析力及び企画力が求められることから、公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定する。

2 業務の概要

- (1) 委託業務名 岡山県西部衛生施設組合インフラ長寿命化
個別施設計画等策定業務
- (2) 業務内容 「岡山県西部衛生施設組合インフラ長寿命化個別施設
計画等策定業務仕様書」のとおり
- (3) 計画対象施設 対象施設は、本組合が管理・運営する以下のとおりとする。
① 井笠広域クリーンセンター（管理棟含む）
② 井笠広域資源化センター（粗大ごみ処理施設）
③ 井笠広域資源化センター（リサイクルプラザ）
④ 見崎山埋立処分場
⑤ 新焼却場
⑥ 井笠広域一般廃棄物埋立処分場
⑦ 井笠広域斎場
⑧ 水と緑のふれあい広場
- (4) 委託場所 岡山県西部衛生施設組合 管内
- (5) 委託期間 契約締結日 ～ 令和3年3月31日
- (6) 事務局 〒714-0054
岡山県笠岡市平成町100番地
岡山県西部衛生施設組合

電話 : 0865-66-2620
F A X : 0865-66-2686
Eメール : seibueisei@city.kasaoka.lg.jp

- (7) 事業費 10,692,000 円
(消費税及び地方消費税相当額を含む)を上限とする。
※ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 実施形式 公募型プロポーザル方式

4 選定方式及び審査

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識、経験及び同種業務実績を有する業者を公募し、実績及び技術提案等に関する最終選考の上、契約候補者を選定するものである。

参加申込書を提出した者のうち、企画提案書の提案内容を評価するプロポーザル方式によって、契約候補者を特定するものである。また、契約候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

参加者の資格要件は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 「平成31年度笠岡市測量、建設コンサルタント業務等契約指名競争入札参加資格者名簿」に登録されており、「廃棄物」部門に登録があること。
- (2) 中国地方整備局管内に本社、本店、契約権限を有する支店、または営業所を有する者で、所在地の県税を完納している者であること。
- (3) 参加申込書の提出日から契約締結の日までの期間において、組合市町(笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町)において入札参加指名停止を受けていない者であること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び同条第2項の規定に基づく組合市町の入札参加制限を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手

続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないと認められる者で、適正な競争を妨げる恐れがないと認められる者。
- (7) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）の規定による廃棄物部門に登録があること。
- (8) 一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会の会員であること。
- (9) 平成 17 年度以降に、地方公共団体（昭和 22 年法律第 67 号「地方自治法」による地方公共団体の一部事務組合を含む。）が発注した対象施設と同様の施設の長寿命化計画策定業務（以下、「同種業務」という。）について、元請けとして受注し、令和 2 年 3 月末までに完了した実績を有する者であること。
- (10) 管理技術者は、技術士法（昭和 58 年 4 月 27 日法律第 25 号）に基づく技術士登録の衛生工学部門（廃棄物処理、廃棄物管理、廃棄物管理計画のいずれか）又は、総合技術監理部門（衛生工学一般及び廃棄物管理又は廃棄物管理計画）の資格を取得後 5 年以上の実務経験を有し、かつ、平成 17 年度以降に受注した同種業務（元請に限る）の実績を有すること。
- (11) 照査技術者は、技術士登録の衛生工学部門（廃棄物処理、廃棄物管理、廃棄物管理計画のいずれか）又は、総合技術監理部門（衛生工学一般及び廃棄物管理又は廃棄物管理計画）の資格を取得後 5 年以上の実務経験を有し、かつ、同種業務の照査技術者の実績を 1 件以上有すること。
- (12) 管理技術者と照査技術者は兼任できない。
- (13) 各技術者とも参加者と 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。
- (14) 一級建築士の資格を有する者 1 名を担当技術者として配置できるこ

と。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部署 「2 業務の概要」の(6)事務局(以下、「2、(6)事務局」という。)と同じ。

(2) 選考スケジュール

公 告	令和 2年 5月25日(月)
実施要領等の配付期間	令和 2年 5月25日(月) から 令和 2年 6月12日(金)午後5時 15分まで
第1次審査(書類審査)に係 る質問書受付期間	令和 2年 5月25日(月) から 令和 2年 5月29日(金)午後5時 15分まで
第1次審査(書類審査)に係 る質問書に対する回答期限	令和 2年 6月 5日(金)
参加申込書の受付期間	令和 2年 5月25日(月) から 令和 2年 6月12日(金)午後5時 15分まで
第1次審査(書類審査)	令和 2年 6月15日(月)
第1次審査(書類審査)結果 の通知及び企画提案書の提出 要請	令和 2年 6月19日(金)まで
第2次審査に係る質問書受付 期間	令和 2年 6月19日(金)から 令和 2年 6月26日(金)午後5時 15分まで
第2次審査に係る質問書に対 する回答	令和 2年 7月 3日(金)まで
企画提案書の受付期間	令和 2年 6月19日(金)から 令和 2年 7月17日(金)午後5時 15分まで
プレゼンテーションの実施	令和 2年 7月27日(月) 予定
審査結果の通知	令和 2年 7月31日(金) 予定

7 実施要領等の配付期間及び配付場所

(1) 配布期間及び配布場所

ア 配付期間 令和2年5月25日(月)から6月12日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝日を除く。)

イ 配付場所 「2, (6) 事務局」に同じ。

※ 岡山県西部衛生施設組合ホームページ

(<http://seibueisei.or.jp/>)

笠岡市総務部財政課ホームページ

(<http://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/13/>)

からもダウンロード可。

8 第1次審査(書類審査)に係る質問書の受付及び回答

(1) 受付期間 令和2年5月25日(月)から5月29日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝日を除く。)

(2) 提出方法 「2, (6) 事務局」宛てに質問書(様式1)を電子メールに添付し、提出すること。

(3) 回答期限及び回答方法

質問書に対する回答は、受付から令和2年6月5日(金)までの間に随時回答し、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和2年6月19日(金)まで、岡山県西部衛生施設組合ホームページ及び笠岡市総務部財政課ホームページに掲載する。

9 参加申込書の作成及び受付期間

(1) 受付期間 令和2年5月25日(月)から6月12日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝日を除く。)

(郵送の場合は6月12日(金)午後5時15分必着)

(2) 提出場所 「2, (6) 事務局」に同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者

負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のア～コの書類を作成し、各7部を提出すること。
(オ、キ、ク及びケについては、提出日の3か月前の
日以降に発行されたもの。クについては、1部原本、
6部写しで可とする)

- ア 参加申込書(様式2)
- イ 会社概要書(様式3)
- ウ 実績報告書(様式4)
- エ 技術者等状況表(様式5)
- オ 商業登記簿謄本(写しでも可)
- カ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表(法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し)
- キ 県民税の完納証明書(写しでも可)
- ク 印鑑証明書(原本)
- ケ 委任状(様式6)(契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。)
- コ 誓約書(様式7)

10 第1次審査(書類審査)に係る審査結果について

(1) 第1次審査(書類審査)に係る審査結果について

提出された参加申込書を基に第1次審査(書類審査)を令和2年6月15日(月)に行い、令和2年6月19日(金)までに参加申込書の提出者全員に審査結果を通知するとともに、第1次審査通過者(上位5社、ただし参加申込者が5社以内の場合は、第1次審査(書類審査)の参加資格を満たし最低基準点(得点が満点の50%)を超える者だけを特定の対象として、全社に対し企画提案書(プレゼンテーション含む)の提出要請を行う。

(2) 参加申込書の提出者が1者の場合の取扱い

参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行い、企画提案書(プレゼンテーション含む)により柔軟な発想や広範かつ高度な分析力及び企画力を有しているか審査する。ただし、最低基準点を超えていなければ特定しない。
なお、総得点が同点の場合は、業務見積書の額が安価な者を高い順位とする。
また、参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめる。

11 第2次審査に係る質問書の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和2年6月19日(金)から6月26日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで
(土, 日, 祝日を除く。)
- (2) 提出方法 「2, (6) 事務局」宛てに質問書(様式1)を電子メールに添付し, 提出すること。
- (3) 回答期限及び回答方法
質問書に対する回答は, 受付から令和2年7月3日(金)までの間に随時回答し, 競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き, 令和2年7月27日(月)まで, 岡山県西部衛生施設組合ホームページ及び笠岡市総務部財政課ホームページに掲載する。

1.2 企画提案書の作成

第1次審査を通過した者は, 「2 業務概要」に掲げた全ての業務について, 次のア～シまでの項目を踏まえて一冊(表紙・目次を除く10ページ以内)にまとめた企画提案書(日本工業規格A4縦型, 両面カラー印刷可)を作成すること。

ただし, 説明資料には, 商号等事業者を特定し得る内容を一切記載しないこととする。

※ 企画提案提出書(様式8)

(項目)

- ア 業務の実施体制
- イ 業務の実施方針及び実施スケジュール
- ウ 業務の実施方法
- エ 業務の工夫点等アピール事項
- オ 現状把握について
- カ 点検・診断/修繕・更新等について
- キ 個別施設計画等の策定について
- ク 事業化の整理と検討について
- ケ 事業費及び財源計画について
- コ 中長期総合工程表について
- サ 循環型社会形成推進地域計画の見直しについて
- シ 新技術等の高度提案について

1.3 企画提案書の提出

- (1) 受付期間 令和2年6月19日(金)から7月17日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで
(土, 日, 祝日を除く。)
(郵送の場合は7月17日(金)午後5時15分必着)

- (2) 提出場所 「2, (6) 事務局」に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送(持参の場合は, 受付期間のうち土・日・祝日等を除く午前8時30分から午後5時15分まで)
 ※提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者負担とする。
- (4) 提出書類及び部数
- | | |
|----------------------|-----|
| ・ 企画提案提出書(様式8) | 1部 |
| ・ 企画提案書 | 15部 |
| ・ 参考見積書(様式任意, 内訳書含む) | 1部 |
| ・ 上記電子データ(CD-R) | 1部 |
- ※見積書には, 積算根拠を明記した全体業務の見積額を記載すること。

1.4 プレゼンテーションの実施について

- (1) 日時 令和2年7月27日(月)
 (※時間については, 別途第1次審査通過者へ通知します)
- (2) 場所 「2, (6) 事務局」の指定する場所(第1次審査結果通知時に案内する。)
- (3) 説明者・参加人数
 説明者は, 本業務の実施体制に記載した者のうち担当技術者となる者が行うこと。なお, プレゼンテーションに参加する人数は3人以内とする。
- (4) 説明時間
 実施日時とともに第1次審査結果通知時に案内する。
 なお, 質疑応答を含め45分(説明25分, 質疑20分以内)のヒアリングを実施する。
- (5) 説明資料
- ア 一太郎, Word, Excel, 又はPowerPointで作成した電子データを予め用意すること。
 - イ パソコン, プロジェクター, スクリーンは, 当方で準備する。
 - ウ 企画提案書は, 文章及び概念図等で表現すること。概念図については設計に及ぶような詳細な表現は避け, ゾーニングの組立や形についてのイメージについての提案に留めること。

- エ 模型及び追加資料等の持ち込みは禁止する。
- オ プレゼンテーションの説明資料は、企画提案書に沿って作成すること。
- カ 説明資料には、商号等事業者を特定し得る内容を一切記載しないこと。

1 5 審査方法

企画提案書及びプロポーザル参加者（以下、「参加者」という。）によるプレゼンテーション内容を「岡山県西部衛生施設組合の発注業務プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」で審査を行う。

- (1) 審査区分及び審査項目
別表のとおり
- (2) 契約候補者の特定
選定委員会における審査区分及び審査項目の採点により、総得点が高い者から順位付けを行い、最も総得点が高い者を最優秀提案者として特定する。
なお、総得点が高点の場合は、業務見積書の額が安価な者を高い順位とする。最も高い者を契約候補者として特定する。
- (3) 審査結果の通知及び公表
選定委員会での審査内容は非公開とし、審査結果は契約候補者が決定した時点で、速やかに採点結果の合計点のみを参加者に通知するとともに、岡山県西部衛生施設組合ホームページ及び笠岡市総務部財政課ホームページに公表する。
- (4) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合
 - ア 企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、選定委員会において契約候補者としての適否の評価を行う。
最低基準点（総得点が満点の50%）を超えている場合特定の対象とするが、最低基準点を超えていなければ特定しない。
 - イ 辞退等により企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめる。

1 6 契約の締結

本業務の契約は、選定委員会で特定した契約候補者と業務内容について協議等を行ない、仕様書の内容を確定した後、見積合わせの上、契約を締結するものとする。

ただし、契約候補者との契約が不調となった場合には、次点者と契約交渉を行う。

1 7 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (2) 提出書類に著しい不備や虚偽の記載があった場合。
- (3) 「2業務概要（7）事業費」の予算額を超えた参考見積書を提出した

場合。

- (4) 審査及び審査の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた場合。
- (5) 実施要領の内容に違反すると選定委員会が認めた場合。
- (6) その他本組合の指示に違反する場合。

18 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その参加者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、契約候補者の選定以外で提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、笠岡市情報公開条例（平成10年条例第13号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を「2、（6）事務局」に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者（参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により契約候補者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ選定委員会との協議に基づいて決定するものとする。
- (15) 本業務の契約後、受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本組合は契約を解除できるものとする。この場合、本組合に生じた損害は受注者が賠償するものとする。

- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化，その他の不可抗力等により，事業計画を変更又は中止する場合がある。この場合，参加者に対して本組合は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 参加者は，参加申込書の提出をもって，実施要領の記載内容に同意したものとする。